

標準貨物自動車運送約款

目次

- 第一章 総則（第一条～第二十条）
 - 第一節 運送業務等（第二条～第五条）
 - 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
 - 第三節 積付け（第十八条）
 - 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
 - 第五節 指図（第二十七条～第二十八条）
 - 第六節 事故（第二十九条～第三十一条）
 - 第七節 運賃・料金等（第三十二条～第三十八条）
 - 第八節 責任（第三十九条～第四十二条）
 - 第九節 連絡運輸（第四十三条～第四十六条）
- 第二章 積込み又は取卸し等（第四十七条～第四十九条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（受付日時）

- 第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物を運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

- 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
 - 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
 - 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
 - 集配期間 集貨及び配達をする場合にあつては各一日
- 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延滞とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法平成元年法律第八十号（以下「法律第八十号」という。）第二条に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することとします。

（運送の申込み）

- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 当店の商号並びに住所及び電話番号
- 三 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 四 集貨及び配達は発送及び到着の希望日時
- 五 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 六 運送の扱目
- 七 運賃・料金 第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等（以下「燃料サージージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃・料金等」という。）の額及び支払方法
- 八 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 九 高価品については、貨物の種類及び価額
- 十 第六十二条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
- 十一 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
- 十二 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十三 特約事項があるときは、その内容
- 十四 本約款の内容について承諾する旨
- 十五 運送申込書の提出年月日
- 十六 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 前項において、当店が電磁的交付（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとします。この場合において、申込者は、当該運送申込書に提出したものとみなす。
- （運送の引受け）

- 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとすることは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の方が申込者であるときは、この限りではありません。
 - 一 集貨及び配達は発送及び到着の予定日時
 - 二 申込者よ、第六十一条に規定する貨物の積込み又は取り卸しの委託があつたときは、その旨
 - 三 第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
 - 四 運送引受書の交付年月日
- 第八条 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとします。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。
- （貨物の種類及び性質の確認）

- 第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めることがあります。
- 一 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することとします。
- 二 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償を求めず、
- 三 当店は、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。
- （引受け拒絶）

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することとします。
 - 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらなかつたとき、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
 - 二 当該運送に適合する設備がないとき。
 - 三 当該運送に適合する設備がないとき。
 - 四 当該運送に適合する設備がないとき。
 - 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- （高価品及び貴重品）

- 第十条 この運送約款において、高価品とは、次に掲げるものをいいます。
 - 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀貴金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の金、銀、象牙、ペンシ、珊瑚及び各その製品
 - 二 美術品及び骨董品
 - 三 容器及び荷造りを加へ一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
 - 四 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをいいます。
 - 五 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- （運送の扱目等不明な場合）

- 第十一条 当店は、申込者が運送の申込みをするに当たり、運送の扱目等その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。
- （荷造り）

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱目等に応じて、運送に適するように荷造りをしてなければなりません。
- 一 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要します。
- 二 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
- （外装表示）

- 第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りであります。
 - 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
 - 二 品名
 - 三 個数
 - 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 第十四条 当店は、前項の表示をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代へることがあります。
- （動物等の運送）

- 第十五条 荷送人は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
 - 一 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
 - 二 当該貨物の運送に際し、危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

- （連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

- （利用運送及び利用運送手数料）

- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 一 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。
- 二 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。
- 三 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節 積付け

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

- （積付け）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知され集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十條 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
 - 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
 - 二 船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

第四節 貨物の受取及び引渡し

- （留置権の行使）

- 第二十一条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 一 定期日である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払の遅延を理由として、当該荷送人との運送契約により当店が占有する荷送人の所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
- 二 指図の催告

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十三条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図をすべきことを催告することがあります。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十四条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に對し指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を販売することがあります。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十六条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十七条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十八条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第二十九条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十一条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十二条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十三条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十四条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十五条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十六条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十七条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十八条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第三十九条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十一条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十二条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十三条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十四条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十五条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十六条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十七条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十八条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第四十九条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十一条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十二条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十三条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十四条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十五条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十六条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十七条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十八条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）

- 第五十九条 当店は、荷受人を確定することができない場合は、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

- （引渡不能の貨物の引渡）